

福祉教育常任委員会

令和3年6月4日（金曜日）午前11時20分開会

出席委員（9名）

委員長 森本 彰 伸
委員 三本木 直 人
委員 小島 耕 一
委員 大野 恭 男
委員 金子 哲 也

副委員長 星野 健 二
委員 林 美 幸
委員 佐藤 一 則
委員 齋藤 寿 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 伊藤 奨 理

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 6月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時20分

◎開会及び開議の宣告

○森本委員長 定例会議終了後ということでお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより福祉教育常任委員会を始めさせていただきます。

それでは、着座にて進めさせていただきます。



◎協議事項

○森本委員長 それでは、協議事項のほうに入らせていただきます。

まず6月定例会議における委員会の運営、付託予定議案とまた日程についてを議題といたします。

事務局、説明お願いいたします。

事務局。

○伊藤書記 (6月定例会議における委員会の運営について説明。)

○森本委員長 ありがとうございます。

今回この議運のほうでも話があったんですけども、要は質疑と質問の違いであつたりとか、なかなか1期生難しいと思うんです、そこを理解するというのは、基本その議案に対して疑義が生じるところに対して質疑をする、どういうことですかとか、確認したりとか、効果を確認したりとかそれが質疑になります。自分の考えだとか意見を述べるのは議員間討議という形でできますので、できないわけではないので、そのタイミングを待ってもらってそこで討議をしてもらう、だから質疑のときに執行部に話すときに自分の意見を言ってしまうとどうしても内容が議案の審議でなくなってしまうんですね。委員会では議案の審議はきちっと行うということが大切なので、そこで意見

を述べるのではなくて、議員間討議であつたりとかそこで質問はする、質問はできるんです。議員間討議で意見の交換をする、質問がちょっと聞きたいことがある場合には、その担当の課の最後のときにその他というところがあるので、その他のときに質問することができます。私、俺の考えはこうなんだけれどもどうなんだいということがある程度聞けるのがその他になりますので、そこまでは議案の質疑に集中して行ってもらおう。

もう1個、一問一答ということなんですけれども、このことに関してこれとこれとこれが知りたいんだという言い方でなくて、これを教えてください、それが終わったら今度このことについて教えてくださいと、答弁があつた後に自分が質疑した後はまずその人が引き続き手を挙げていけばほかの人にいかないので、そこでその人にもう1回発言をしてもらうから、3つ、4つあつたとしても慌てずに1個ずつ聞いてください。そのほうが的確な答弁がいただけるということなので、1個ずつ聞くように気をつけてください。

最後にあるこの関連質疑に関しては、私のほうで注意しなければいけない部分で、質疑があつた場合に関連した質疑を併せて聞きます。何かこのことに関して関連したことがありますかということと聞きますので、そのときにはその議案に集中しておいてほかに聞きたいことがあつた場合には関連している場合には、そのときに聞いてください。そのやつが終わってしばらくしてさっき何回目に誰々委員が聞いたことなんですけれどもというふうにやってしまうと、予算書なんかでもあつちいったりこつちいったりしていると執行部のほうとしても説明が大変になってしまうので、そこに関連したものがほかに人がある場合には同じ場所を聞くというふうな形で進めていく、その

辺は極力私のほうでも気をつけて進行するようにしますので、お願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

大体分かりますよね。

何か質問ありますか、このことに対して分からないこと、特に質疑とか何かあれば。

林委員。

○林委員 議員間討議って何ですか。

○森本委員長 議員間討議というのは、例えばそのときの議案に対して自分としては意見があると、例えばそのことに対して自分は反対しますという意見がある、だけれどもこのままそのままその議案をその委員会で可決するのではなくて、まず議員同士で執行部が言えないので、議員同士でこれで本当にいいんですかという話し合いを議員間でやります。それが議員間討議です。

○三本木委員 そうすると最初の議員の質疑、それはその案件をよく理解するということだよ。自分の意見を述べずにこの案件がどういうものなんだか、人数はどうなんだか、予算はどうなんだか、自分の意見を述べずによく案件を理解した上でその次に……。

○森本委員長 議員間討議をやると。

○三本木委員 そういう流れで。

○森本委員長 議員間討議のときには、俺はこう思うからこの議案には賛成できないとか、これはこう思うんだから皆さんどうですか、それは反対すべきではないですかと、いや違うよ、これはこういうふうな意味があるんだから賛成すべきだよという話をするのが議員間討議です。

○三本木委員 立場が違うからいろいろあるからね。

○森本委員長 それが終わったら討論というのがあります。討論というのは、議員間討議が終わった後に私はこのことに関しては、例えば賛成です、賛成の討論しますということを書いて、その賛成

の理由をみんなに説くわけです。どうしてこのことで賛成なのかということと反対の人は私も討論しますと手を挙げて反対討論、反対討論のときには手を挙げて私はこうこうこういう理由でこの議案に対しては反対しますという賛成、反対を明確にした上での意見陳述をするのが討論です。それを行った上で最後に採決になって、では皆さんどうですかとなるとときに賛成か反対かで採決をとるという形になりますので、それぞれ意見を言う場所がありますし、質問する場所もあります。ですから、質疑のときには質疑に集中してくださいというのがここでの説明です。よろしいでしょうか。

○森本委員長 はい。

○齋藤委員 議員間討議のときに今委員長の説明の中で、例えば私が執行部の説明の中でこれちょっとおかしいだろうというときに議員間討議をお願いしますというときにその理由をまず述べて議員間討議に臨むということですか。やたらめったら議員間討議しますといったときに齋藤寿一さん何が疑義があって皆さんで諮りたいのというその議員間討議をするに当たっての説明というか、それをまずして委員長が諮ってくれていいだろうと。

○森本委員長 討議する点がありますかと聞きますので、討議する点をまず僕が言います。討議する点がありますかとこっから聞きますから、そのときにこの議案のこの部分に対して討議をしたいと思います。皆さんの意見、討議をしたいですということを書いてもらいます。

○齋藤委員 私が議員間討議をお願いしますと言ったときに委員長から何について討議をしたいんだというのを私が述べてそれに諮ってオーケーなら議員間討議で執行部退席をしてもらおうという流れか。

○森本委員長 執行部は退席しないです。一応その

ときに間違っはいけないのは、議員間討議で執行部に対して話しちやうというんですけれども、それは執行部に対して話すことではなくて、議員間討議なので議員に対してなので、一応執行部は聞いているというだけです。執行部に対して質問するんだったらその他で聞きます。その他のときがあるので、その他の案件で何かありますかといったときに手を挙げて、すみません、この担当課、今こういう例えば学校教育課でこういうこと今やっていますけれども、このことについては私こういうふうに思うんだけれども、それはどうなっているんだということを聞くのがその他のところになります、質疑でなくて。

○森本委員長 大野さん。

○大野委員 その他というのは議事録に残らないということですね。

○森本委員長 残らないです。その他は議事録に残らないです。

○星野副委員長 議案案件でないことを聞いても構わないです。関連の。

○森本委員長 議案に関係ないことも聞けるので。

○大野委員 要望とかというのは要するに議事録に残らないね。

○森本委員長 残らないです。

○大野委員 基本的に。

○森本委員長 基本的に残らないです、要望は。その要望はできればその他の議案なので、それは議事録には残らないです。要望は議員活動の中で通常できる。皆さん、例えば窓口に言ったりとか、例えば市長室に行ってもいいですけれども、要望はできるので、そこでやる必要はないです。ただ、口頭だけここで要望だから要望で済ませていいんだというならばそこで要望してもらうのはいいんですけれども、議事録には残らないということです。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 では、この日程、その他事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 では、そのとおりとさせていただきます。

○佐藤委員 今確認なんです、会議日程については、特別なんですけれども、先ほど当初のだと16、17、18と21が付託議案等の審査ということで、先ほど説明あったのが17日のみということで、そのほかについては何もなくていいということですよ。よろしいですか。

○森本委員長 そうですね。

○佐藤委員 16、18、21については……。

○森本委員長 管内所管事務調査とかもし行きたいところとかあればなんですけれども。

○佐藤委員 現時点で。

○森本委員長 現時点ではないですね。

○佐藤委員 そういう考えでよろしいんですか。

○森本委員長 はい。

では、この日程案のとおりとさせていただきます。

次、その他なんですけれども、活動テーマについて、常任委員会からこれから2年間この常任委員会メンバーでやっていきますけれども、その中で1年間か2年間という部分あるんですけれども、テーマを設けてそのことについて集中的に、もちろん所管のことに関して例えば福祉教育に関することはこの委員会でやっていくんですけれども、テーマを決めて集中的にやるテーマを前の2年前だったか、やり始めています。その中でテーマに関連する要望などをこの委員会から執行部のほうに提出するというのもやっています。これは引き続きやっていきたいなというふうに思っております。

ます。そのことに関して要はこの委員会で集中的に視察に行く場合とかそういう場合でもそのテーマに沿った視察を行います。場合によっては委員会から条例案を提出することだってできます。それはするかどうかという意味ではなくて、することもできます。そのぐらい常任委員会ではいろいろその研究を進めることもできるんですけども、そのテーマを皆さんに考えていただきたい。多分今日この場でちょっと決めるのは難しく、私も今日はこうやって告知をさせていただいて、皆さんにテーマを考えてきてほしいと思ったんです。2期生以降の人は前回の要望を見ているので、福祉教育でやっていた案件、例えば不登校問題だったりとかそういうのをやっていたんですけども、そういうものを知っているとは思うんですけども、市議会のホームページにあります。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 中にそれについては見られればいいんですけども、新たにサイボウズで送ってもらえれば非常にありがたいです。

○森本委員長 それは事務局からその提言書を見れるリンクを皆さんに送ります。サイボウズからぱっと押してもらえればそのホームページに飛ぶので探す必要がない、探さなくてもすぐぽんと出てきますので、その提言書を目を通してもらったりとかして、あと自分で福祉関係、教育関係でこういうことを研究したいんだということがありましたらぜひ委員会に挙げてください。そしてその方1人の考えでそのことを研究するというよりも常任委員会みんなで力を合わせてそのことを研究して提言すればとても強い力になりますので、そういう意味でもぜひ皆さんにもこのことをやりたいんだというものを挙げていただきたいと思います。私ももちろん考えますし、皆さんもぜひ考えていただきたい、別に1つでなくていいです。

考えるときに一つ注意していただきたいのは、1年間でそのことを研究していくのか、それともそれを2年間続けてやるのか、この委員会メンバーは2年間一緒です。ただ1年間で中間報告ができます、真ん中で。1年間で中間報告で、次にそれが終わったら次に違うテーマをやりたいという1年間のテーマを持つものと、それといやこれは2年間しっかり時間をかけて提言を作る、研究をする、そして執行部に提案する、場合によっては条例案を作る、そういう部分に関しては、例えば2年間でやりたいというものがあればそれでもいいです。それは皆さんの考え方の中でこれをやりたいんだと、こうすべきなんだというふうに自分の強い思いがあるものをぜひ挙げていただいて、そのことについて委員会で皆さんで力を合わせて研究をしていきたいというふうに思いますので、ぜひ皆さんからの御提案をいただきたいと思いますので、考えていただきたい。

やはりこれは今日今聞いてではこれやるわという簡単なことではなくて、しっかり皆さんにも考えていただきたいので、今日は皆さんに告知するだけにさせていただきたいと思いますので、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

金子委員。

○金子委員 福祉と教育はかなり範囲が違うので、その提案を福祉はこれだと、これをやろうと、それから教育はこれをやろうと2つぐらい選んでもいいのかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○森本委員長 2つでもいいし、2つずつでもいいです。それは数は一応決めてはいないので、もし本当に大きいテーマですごく大変なものなので、例えば福祉関係この1個でいこうという意見があればそれはそれであってもいいと思うんですけども、少なくとも福祉と教育両方やります。だけ

れども、それを1個ずつではなくていいと思っています、私は。例えば1個のことに関しては1年間の研究をします、このことに関して2年間研究しますというのをそれぞれ福祉関係、教育関係で確かにテーマはすごく金子委員がおっしゃるとおり大変テーマが広い部分でありますので、一つにこだわることはなくて、それぞれ提言できればいいかなと思っていますので、金子委員のおっしゃるとおり両方にテーマを設置したいなというふうに思っております。

そのほか御意見とかこのテーマに関して質問とかありますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 それにつきましては十分理解したつもりなんですけれども、9人が全部2つずつ持ってきたらすごい膨大な数になってしまって、それを取り組むことというのは多分不可能だと思うので、すり合わせする会議が必要だと思うんですけれども、それらについてはいつ頃予定しているのか、いつまでにテーマを持ってそのすり合わせをするのかというそれがある程度分かっておけば非常にありがたいです。

○森本委員長 確かに多分かぶりもあると思うので、全員人数分掛ける2にはならないと思うんですけれども、でもそれでもその中でやはりすり合わせして、いやこのテーマはちょっと次回これ今後にして、今回はもうちょっとこっちに集中したいのというの皆さんの意見のすり合わせなので、それは佐藤委員のおっしゃるとおり全部この常任委員会に2年間で全部できるかという、金子委員のおっしゃるとおり大変テーマが大きい委員会ですので、全部はなかなか難しいと思うので、それは皆さん話し合いで、今回はこれはちょっと自分の議員活動の中でやるから常任委員会ではこっちやればいいのかというふうに思うこともあると思

うんです。そういうのも含めてこの9人でやるのは何をやるべきなのかというのを皆さんで話し合っただけで決めたと思いますので、ぜひちょっと意見を考えておいていただければなというふうに思います。

○三本木委員 教育というのは学校教育だけなのか、それとも生涯学習みたい……。

○森本委員長 それも入っています。

○三本木委員 年配者とかそれも教育、かなり広いんじゃないかい。

○森本委員長 所管の課があるではないですか。

○三本木委員 そこまで入るの。

○森本委員長 そこまで入ります、公民館運営とか。

○三本木委員 それも。広いな。国家予算のほぼ半分以上を占めるという。

○森本委員長 ただその中で常任委員会で結局検討するのにふさわしいものかどうかとか、常任委員会でやってその内容を提言できるものであるかどうかとか。

○三本木委員 今までやったやつを出してもらわないと俺らではちょっとどうにもならない。

○森本委員長 そんなに出してないです、提言は。今までやってなかったんです。2年前から始まったことなので。

○三本木委員 例えばさっと3つ出してみてくださいな。

○森本委員長 子供の居場所とか、あと不登校問題であつたりとか、あと福祉教育は、いじめの問題とかそんなのがあったんですけども。

○三本木委員 今どきヤングケアラーとか、あとデジタルの問題、文部省も出している、様々な問題あるね。広過ぎて分からない。でも何か一つやらないと。絞ってやらないと。

○森本委員長 ある程度絞らないとできないと。常任委員会で例えば執行部の議案を審査したり

とかそれとかその執行部から何か新しいものがあったりするときにそれを審査したりとか調査したりとかというのはやっています。その絞ったその研究テーマだけしかやらないわけではなくて、集中してやる研究テーマを決めるということですので、ですからそこでその省かれたやつは一切やらないのかということそうではないので、研究テーマとしてこの常任委員会として提言したりとか、報告をしたりとか、あとは条例案出すと、そういう何か常任委員会として何かやるのにふさわしいテーマとして出してもらいたいということです。

○三本木委員 一事が万事だから一つやるといろいろものの形がやはり見えてくるというか、作り方というか、一つを絞ってやるということではない。

○森本委員長 そういうことで。

○三本木委員 基本になってそれが非常にいいことだと思います。

○森本委員長 だからこれはそれは引き続き今回も2年前からやっていることなんですけれども、今回は引き続きやっていきたいと思いますので、ぜひテーマについては考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 それはいつまでにはしておかないと。

○森本委員長 常任委員会を会期中にまたやりますので、例えば余り早くてもだめだし、17日の審査の後にこの量なので、時間がとれるのではないかと、17日議場でやりますけれども、そのときにちょっとある程度、それは終わった後常任委員会、審査常任委員会終わらせて向こう1回閉じてその後こっちに移動して、ホワイトボードでも出してそこでちょっとテーマのすり合わせを行えたらなと思います。

17日の終わった後やりましょう。

〔「はい」と言う人あり〕

○小島委員 前の委員会では原案をある程度各委員から事務局に送ってそれに関連するものを集めてやったような形もあるんですけども、できれば17日の前に様式はある程度あるでしょうからこんなものというやつで送って、そして事務局のほうに集めたほうが議論が深くなるのではないですか。

○森本委員長 そうするとテーマごとにある程度分けたりとか関連したり同じものと分けたりすることができる。

○小島委員 例えば各委員3つまでとか4つまでとか、4つぐらい挙げてもいいと思うんですね。最大でいいけれども、1つでも2つでもいいけれども、4つぐらいが限度ぐらいにしておいたほうがいいと。

○森本委員長 小島委員から提案がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 事前に送るとということと4個ぐらいというのは目安として、もし5個でもいいしそこは目安として4個ぐらいしてもらって、少なくとも多くてもそこはいいので、ちょっと事務局にサイボウズ使ってテーマを思いついたのを送ってください。そうすればそれをある程度当日皆さんに、まずある程度考えが出ている段階からの議論をしたほうが議論がまとまりやすいかと思いますので、小島委員のおっしゃるとおりこのような形でできたらいいかなと思います。

テーマについて何かほかにありますか。

そのほか何か委員会で確認しておきたいこと、質問などありましたらいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、協議事項はこれで終わりとさせていただきます。

◇

◎その他

○森本委員長 次に大きいその他として委員の皆さんから何か。

大野委員。

○大野委員 (積立金について。)

◇

◎散会の宣告

○森本委員長 なければ以上でそれでは福祉教育常任委員会を散会させていただきます。お疲れさまでした。

散会 午前11時45分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員 長	森 本 彰 伸	副 委 員 長	星 野 健 二
委 員	三本木 直 人	委 員	林 美 幸
委 員	小 島 耕 一	委 員	佐 藤 一 則
委 員	大 野 恭 男	委 員	齋 藤 寿 一
委 員	金 子 哲 也		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉事務所長	鹿 野 伸 二	社会福祉課長	押 久 保 昭
高齢福祉課長	高 塩 浩 幸	介護管理係長	平 城 靖 啓
国保年金課長	松 村 儀 久	国保年金課長 補 佐 兼 管 理 係 長	若 目 田 治 之
国保年金係長	田 中 幸 子	保 健 福 祉 部 次 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 室 長	栗 野 誠 一
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 室 室 長 補 佐	磯 将 央	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 室 主 (係 長 級)	山 本 達 也
子 ども 未 来 部 長	田 代 正 行	子 育 て 支 援 課 長	室 井 勉
子 育 て 支 援 課 長 補 佐	亀 田 祐 子	子 ども 福 祉 係 長	染 谷 未 央
子 ども ・ 子 育 て 総 合 セ ン タ ー (発 達 支 援 ・ ひ と り 親 担 当) 主 査 (係 長 級)	本 間 誠	保 育 課 長	佐 藤 知 子

保育課長補佐 兼企画係長	洪 井 尚 子	給付係長	長 岡 栄 治
教育部長	後 藤 修	教育総務課長	田 野 実
教育総務課長 補佐	岩 波 ひろみ	教育総務課 主 幹	加 藤 正 之
教育総務課長 総務係長	植 木 智	給食係長	波多腰 香 澄
学校教育課 参事兼 学校教育課長	田 崎 建 文	学校教育課 副 参 事	内 村 恵美子
学校教育課長 補佐兼 学校支援 教職員係長	岸 上 容 子	学校指導係長	相 馬 浩 二
学校みらい 係長	木 沢 宏 美	児童生徒 サポート センター所長 (任期付)	印 南 伸 一
児童生徒 サポート センター 児童生徒係長	井 上 芽久美	生涯学習課長	金 子 嘉
生涯学習課長 補佐兼 文化振興係長	添 谷 弘 美	生涯学習係長	興 野 和 人
青少年係長	角 田 晃	那須野が原 博物館長	松 本 裕 之
那須塩原市 図書館長	山 田 隆	那須塩原市 図書館長 管理係長	伊 藤 俊 彦
黒磯公民館長	高根沢 寿 夫	スポーツ振興 課長	小 高 裕 一

出席議会議務局職員

議会議務局長	増 田 健 造	議事調査係長	佐々木 玲男 奈
書記	室 井 理 恵	書記	伊 藤 奨 理

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

〔高齢福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

〔国保年金課〕

- ・議案第53号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について

〔新型コロナウイルス感染症対策室〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

〔子ども未来部〕

- ・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

〔教育委員会事務局教育部〕

- ・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

〔学校教育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

〔生涯学習課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○森本委員長 皆さん、おはようございます。

本定例会議は、通年議会が導入され、最初の定例会議となります。通年議会が導入された大きな目的の一つが常任委員会の活性化にあります。我々福祉教育常任委員会も、委員各位のお力を集め、市民福祉の向上に努めてまいりたいと考えます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、いまだ予断を許さない状況にあります。本市でも高齢者へのワクチン接種が順調に進み、明るい希望の光が見えてきているところではありますが、引き続き市民の安全と安心を執行部と協力し、守っていかなければなりません。そして、これからはアフターコロナの市民生活も見据えて、特に関係所管の多い我々福祉教育常任委員会は、チェック機能を高めながら活発な議論、研究、そして政策提言をしていきたいと思っております。

本日は、改選後初めての委員会での審査となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここからは着座にて進めさせていただきます。

ただいまから福祉教育常任委員会、予算常任委員会第二分科会を開会いたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりとします。

当常任委員会に付託された案件は、条例案件1件でございます。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件1件であります。これらの案件につきましては、関係所管課のところで随時、分科会に切り替えて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら、申し出てください。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

—————◇—————

◎保健福祉部の審査

○森本委員長 これより保健福祉部の審査に入ります。

初めに、保健福祉部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○鹿野保健福祉部長 (挨拶。)

○森本委員長 ありがとうございました。

—————◇—————

◎高齢福祉課の審査

○森本委員長 ただいまから高齢福祉課の審査に入ります。

高齢福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第51号の説明、質疑、討

論、採決

○森本委員長 それでは、議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高塩高齢福祉課長（議案第51号について説明。）

再開 午前10時15分

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

◇

◎国保年金課の審査

○森本委員長 ただいまから国保年金課の審査に入ります。

◇

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第53号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○松村国保年金課長（議案第53号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
齋藤委員。

○齋藤委員 ただいまの国民健康保険条例の一部改正ということで、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給というところで改正がなされるわけですが、ちょっと5項のところでお聞きしたいんですが、この被保険者が、この被保険者の期間が12か月に満たない者についてはどのように取り扱っていくのかお伺いをしたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○松村国保年金課長 12か月に満たないということ

なんですけれども、12か月に満たなくても支給はいたします。

○森本委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうすると、12か月に被保険者が満たなくても、当然、月額平均とか、そういうところで算出をしていくんでしょうけれども、それはそのまま支給されるという該当に当たるといふことでよろしいんですか。

○森本委員長 課長。

○松村国保年金課長 支給額の算定については、直近3か月の賃金に、その賃金の発生した日数を割ったものが1日当たりの賃金となります。その1日当たりの賃金の3分の2を掛けたものが傷病手当金の支給額となりますので、それに対して、労務不能期間を単価に掛けた日数が傷病手当金となります。

以上でございます。

○森本委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それでは、最後に6項のところ、当該保険者を使用する事業所の事業主から徴収をしていくということが最終段階になるんだろうというふうに思うんですが、この事業所への徴収の流れと徴収方法はどのようにして行われていくのか、お伺いをしたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○松村国保年金課長 世帯主から申請がなされて、実際に支払っていない場合、その場合は、市のほうで支払っていないというのが分かりましたら、今度は事業主のほうへ請求するようになります。

以上でございます。

○森本委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうすると、事業主への徴収方法というのは、こちらからの通知というのか、そういう徴収の流れというのは、市のほうから事業主に通知

が行くわけですよね。そういう段階での徴収期間とか、そういうものって定めてあるんですか。例えば何か月までに徴収しますよみたいな。

○森本委員長 係長。

○若目田管理係長 不正とか、もしくは疑義があった場合には、うちのほうで調査をしまして、速やかに事業主のほうに返還を求めるといふような流れになっております。

○森本委員長 そのほか。

小島委員。

○小島委員 コロナのときに傷病手当を市からも支給できるようにするということかと思えますけれども、これまで支給しなかったときに、どんなようなことがあって、この条例改正になった理由をお聞かせ願えればと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○松村国保年金課長 傷病手当金につきましては、現行では傷病手当金については支給できるような内容でございました。今回の改正内容につきましては、事業主に直接請求できるような内容としたものでございます……、すみません、傷病手当金は今まで現行でも支払うことができたんですけども、支払うことができる者については、傷病手当金は支給しないということだったんですけども、それを事業主が支払わない場合、市のほうから一時支給して、その分を今度は事業主に対して請求するような内容でございます。

実績としまして、今までに1件の支給がございました。

以上でございます。

○森本委員長 小島委員。

○小島委員 今聞きますと、これまでも傷病手当自体は支給できた。ただ、範囲が新型コロナでは支給できなかったというのか、市が支給できるわけ

じゃなかったということを今度変えたということ
でよろしいですか。

○森本委員長 課長。

○松村国保年金課長 今まで支給できたんですけども、もう一点、例を挙げて説明しますと、新型コロナウイルスの感染症の症状で仕事を休んだ従業員に対しては、会社が有給休暇等の制度がありながら給与を支払わなかった場合、改正前は会社が当然支払うべきだったので、傷病手当金は支給しないとしていたんですけども、ここの部分を改正しまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、従業員の休みやすい環境を整備することを先決すると考えまして、傷病手当金を支給することとしたものでございます。

○森本委員長 小島委員。

○小島委員 この条例改正は、基本的に国とかそういうものと関連しているのか、それとも那須塩原市だけのものなのか、他市町との関連みたいなものがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○松村国保年金課長 国のほうから財政支援が出るということが決まりまして、それに対して市のほうも傷病手当金を支給するというのと、あと、近隣市町と同じような内容で支給することとしております。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 さっきの齋藤委員の意見を聞いていて、質問についてちょっと疑問が湧いたんですけども、取りあえず会社等が払わない場合は市で払うと。それで、やがて事業所なりに払ってもらうということなんですけれども、その期間とかは決まっていないということでしたよね、期間というものは、いつまでにか。

○森本委員長 それは、期間というのは……

○三本木委員 いつまでに返済してもらおうとか、それは。

○森本委員長 事業所の払う期間で。

○三本木委員 そうそう、事業所にいつまでに返済してもらおうということは決まっていないというふうに……

○森本委員長 答弁を求めます。
係長。

○若目田管理係長 そうですね、特に徴収とかというわけではないので、速やかに事業所のほうに返還してもらおう、そういったところで求めるということ考えております。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 そうすると、普通なら、俺らの感覚でいくと1年以内とかという感覚なんだけれども、そういうやり方で回収できるのかなと、そういう心配があるんですけども、そこら辺はどういう考えの下にそういうあれしているのかなと、お伺いしたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。
係長。

○若目田管理係長 今回の条例のほうで返還にできる、請求できるということですので、うちらもそれに従って、速やかに返還する、当然1年以内とか、そういったものを決めていないですけども、うちとしても早期に支払ってもらうように、再三催告しながらもらっていくというようなこと考えております。

○森本委員長 そのほかいかがでしょうか、質疑はありますか。

[発言する人なし]

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第53号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第53号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時33分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎新型コロナウイルス感染症対策
室の審査

○森本委員長 ただいまから新型コロナウイルス感染症対策室の審査に入ります。

新型コロナウイルス感染症対策室については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切り替えて審査を行います。

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○栗野新型コロナウイルス感染症対策室長（議案第51号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

三本木委員。

○三本木委員 チラシ郵送料かな、12万ってたしかあったと思うんですけども、内容をちょっと教えていただけますか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○栗野新型コロナウイルス感染症対策室長 こちらは、新聞の折り込みをさせていただいて、PRのチラシを配布させていただいているという、その折り込み用の手数料ということでございます。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 何回分ですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○栗野新型コロナウイルス感染症対策室長 1回の
予定でございます。

○森本委員長 そのほかありますか。
〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。
討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。
討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。
議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補
正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきもの
とすることに異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。
よって、議案第51号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

新型コロナウイルス感染症対策室所管の審査事
項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時15分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

—————◇—————

◎子ども未来部の審査

○森本委員長 これより子ども未来部の審査を行
います。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いし
ます。
部長。

○田代子ども未来部長 （挨拶。）

○森本委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎子育て支援課の審査

○森本委員長 ただいまから子育て支援課の審査に
入ります。

子育て支援課については、福祉教育常任委員会
に対する付託案件がありませんので、予算常任委
員会第二分科会に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第51号の説明、質疑、討 論、採決

○森本委員長 それでは、議案第51号 令和3年度
那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題と
いたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○室井子育て支援課長 （議案第51号について説

明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 これは4ページの3款民生費の放課後児童クラブ管理運営費で、コロナ対策関係ということで、臨時開所に伴う人件費等ということでございますけれども、具体的にコロナ対策でどのようなときに臨時開所を行うのか、どういう規定で開所するのか、お伺いしたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○室井子育て支援課長 こちらにつきましては、例えば小学校などが急に休校するというので、保護者の方がお子さんを急に預けなきゃならないというような事態が発生したときに、通常ですと児童クラブは午前中は開所していないんですけれども、平日なんか午前中から開所すると、そういった場合に、こちらの支援金を充てるというものでございます。

○森本委員長 そのほか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時41分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎保育課の審査

○森本委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○佐藤保育課長（議案第51号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時54分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎教育委員会事務局教育部の審査

○森本委員長 これより教育委員会事務局教育部の審査を行います。

初めに、教育部長から御挨拶をお願いします。部長。

○後藤教育部長（挨拶。）

○森本委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎教育総務課の審査

○森本委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○**田野教育総務課長**（議案第51号について説明。）

○**森本委員長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

○**森本委員長** よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**森本委員長** ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**森本委員長** 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**森本委員長** ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**森本委員長** 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**森本委員長** 異議がないものと認めます。

よって、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時12分

○**森本委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎学校教育課の審査

○**森本委員長** ただいまから学校教育課の審査に入ります。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切り替え審査を行います。

◇

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○**森本委員長** それでは、議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○**田崎学校教育課長**（議案第51号について説明。）

○**森本委員長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○**小島委員** オリンピック・パラリンピックの謝礼ということですが、もう既に40日を切ったという状況でございまして、具体的にどのような行事を予定しているか、お伺いしたいと思います。

○**森本委員長** 答弁求めます。

課長。

○田崎学校教育課長 この事業につきましては、いわゆるオリンピック、パラリンピック、この方々を学校に呼んで、そして講演をいただいたり、場合によってはちょっとしたパフォーマンスを見せていただいたりといった内容になります。

現在のところ、希望する学校を募っているところでございます、そこから全部というのはなかなか難しいところがございます、そこから決定した学校がそういう活動をする。実質は、オリンピック・パラリンピックが終わった9月以降になるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森本委員長 そのほか。

金子委員。

○金子委員 先ほど出てきたフィルタリングソフトについて、ちょっと私、あまりよく知らないのですが、ちょっと説明をお願いします。

○森本委員長 課長。

○田崎学校教育課長 こちら、現在、御存じのとおりGIGAスクール構想ということで、1人1台タブレットということで、子供たちのほうもタブレットが学校に今、配備されているという状況でございます。このフィルタリングソフトにつきましては、子供たちのタブレットにつきましては、一応グーグル関係のものが入っております、そもそもグーグルにつきましては、いわゆるアダルトサイトのものは事前に見られないような設定になっております。ただし、アダルトサイト以外でも、悪質な、そういった子供たちには見せたくないような内容というのがございますよね。そういうものをこのフィルタリングソフトによって規制をかけることができるという内容でございます。

以上でございます。

○森本委員長 そのほかよろしいですか。

[発言する人なし]

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

学校教育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 零時37分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎生涯学習課の審査

○森本委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入ります。

生涯学習課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第二分科会に切り替え審査を行います。

◇

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○金子生涯学習課長（議案第51号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 今、青少年健全育成費で交流会を開催するというようなお話を伺いましたけれども、学校が3校というふうにちょっと伺ったんですけれども、中学校3校というようなことだったんですけれども、どこの中学校の子供、卒業生が集まるのかをお伺いしたいと思うんですけれども。

○森本委員長 課長。

○金子生涯学習課長 御説明のほうが行き届かなく、申し訳ございません。

こちらのほうの交流会につきましては、全ての中学校を対象としております。その中学校を中学

校単位で4つのグループに分かれまして、4部制として執り行うよう準備のほうを進めております。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 やはり同じなんですけれども、この交流会、よくやったなと思って、全ての事業が全部、消防団の協議会までやれなかったのが、多分御苦労があったと思うんですけれども、いかがですか。よく決断したと思うんですけれども。

○森本委員長 開催に当たっての問題点だったということでしょうか。

○三本木委員 問題点じゃなくて、よく踏み切ったなど、苦労はどうでしたかと。

○森本委員長 苦労はあったかということによろしいでしょうか。

○三本木委員 そうそう。関係ないかな。

○森本委員長 質疑なんで、議事内容に対する、この補正予算に対する疑義が生じたことに対しての、それをただすための質疑なんですね。

○三本木委員 ある意味、疑義だけでも、どういう過程でやったのかなってことだから。

○森本委員長 感想になってしまう……

○三本木委員 感想というか何というか、どういう決断をされたのかなと思って。

○森本委員長 課長、お願いします。ありがとうございます。

○金子生涯学習課長 大変なエールのほうを頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

こちらのほうにつきましては、やはり新成人の方からのお声のほうに耳を傾けた上での開催のほうを決定しておるところでございます。今後のコロナ関係の情勢のほうを見極めながら、順次、対応策のほうを取りながら進めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○森本委員長 そのほか質疑はいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 零時47分

再開 午後 零時51分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。以上で本委員会に付託された案件の審査が終

了しました。本委員会の審査報告書は、本職が作成し議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いします。

この後、委員会の政策提言のためのテーマについての打合せを行いますので、第4委員会室にお集まりいただきますけれどもその前に昼食をとりたいと思います。午後1時30分から再開します。

お疲れ様でした。

休憩 午後 零時53分

再開 午後 1時31分

○森本委員長 審査のほう、お疲れさまでした。

ただいまから福祉教育常任委員会のほうを始めさせていただきたいというふうに思います。

—————◇—————

◎その他

○森本委員長 (活動テーマについて。)

—————◇—————

◎閉会の宣告

○森本委員長 それでは、残り、定例会議がまだありますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時00分